ホ　当該組合が役員に対して補償契約に基づき法第五十一条の四第一項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当該組合が、当該事業年度において、当該役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

ヘ　当該組合が役員に対して補償契約に基づき法第五十一条の四第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

ト　［略］

三の二　当該組合が保険者との間で役員賠償責任保険契約（法第五十一条の五第一項に規定する役員賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項。

イ　当該役員賠償責任保険契約の被保険者の範囲

ロ　当該役員賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、塡補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員賠償責任保険契約によって被保険者である役員（当該組合の役員に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を含む。）

四～八　［略］

（事業報告書の提供）

第五十四条　［略］

２～６　［略］

［新設］

７　第三項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により組合員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

［新設］

ニ　［略］

［新設］

四～八　［略］

（事業報告書の提供）

第五十四条　［略］

２～６　［略］

［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（輸出入取引法施行規則の一部改正）

第四条　輸出入取引法施行規則（平成十九年経済産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前				改正後		
第五条　輸出組合又は輸入組合は、次の表の区分により届書を経済産業大臣に提出しなければならない。				**第五条**　輸出組合又は輸入組合は、次の表の区分により届書を経済産業大臣に提出しなければならない。		
	提出すべき場合	提出すべき届書	提出期限		提出すべき場合	提出すべき届書	提出期限
［略］				［略］			
三　毎事業年度の事業報告書又は決算関係書類（法第十九条第一項（法第十九条の六において準用する場合を含む。第四十二条第二項を除き、以下同じ。）に		［略］	［略］	三　毎事業年度の事業報告書又は決算関係書類（法第十九条第一項（法第十九条の六において準用する場合を含む。第四十二条第二項を除き、以下同じ。）に		［略］	［略］